

# JPSオークション 一括一任出品ガイドライン

公益財団法人日本郵趣協会  
流通促進委員会

## 1. 趣旨

本ガイドラインは、「郵趣(切手収集趣味)に関する専門知識のない出品者が不利益を被ることなく、郵趣品をもっとも安心・確実に換金することができるように」との趣旨から、公益財団法人日本郵趣協会 流通促進委員会が定め、事業運営の拠り所となるものです。

## 2. 定義

大量の切手および関連郵趣品、カタログ・書籍等の一括処分(売却)をご本人様、または委託を受けた代理人の方、あるいはご遺族の方などが希望される場合で、通常の適用ルールである、「JPSオークション出品規定」に定められた、詳細な内容を記載した「出品リスト」の添付および個別の価格設定がない場合には、この「JPSオークション一括一任出品ガイドライン」が適用されます。

本ガイドラインの内容をご承諾いただき、当財団に対する信任に基づいて郵趣品の売却を希望される方は、別紙の「郵趣品等の売却依頼書」を提出いただき、これが受理されますと、以降は本ガイドラインに従って処分が進行します(予め十分なお確認とご了解をお願いいたします)。

## 3. 適用対象

本ガイドラインの適用を受けるサービスのご利用は、原則として協会の「出品コンサルティング」を受けられた方とし、本ガイドラインの主旨に承諾いただいた方のみとします。ただし、その場合であっても、出品物の内容によっては、お引き受けできないことがあります。

## 4. 出品物のお預かり

出品物が協会に到着しますと、係では「お預り証」を発行いたします。ただし、「お預り証」の内容は簡略化された形式での記載(例:「〇〇切手類一式」など)のみとなり、詳細な出品物の明細を記した形にはなりませんので、予めご了承ください。なお、売却のための手続きを開始したお預かり品については、途中の返却希望には応じられません。やむを得ない事情により返却する場合には、最低値の50%(最低値設定前の場合是一律1万円)をキャンセル料としてお支払いいただきます。

## 5. 売却形式の判断

お預かりした出品物は、協会の専門家の手で精査の上、JPSオークションで競売するか、即売により売却するかのいずれかの方法により売却・換金いたします。

いずれの方法をとるかについては、出品物の性質により異なりますが、その判断はすべて流通促進委員会にご一任頂きます。お品物の一部について、とくに売却形式にご希望のある場合には、事前にご相談ください。

## 6. 売却時期の判断

出品物の販売時期は、当協会でお預かりしている品物の分量や内容によって前後いたしますが、その判断はすべて流通促進委員会にご一任頂きます。

## 7. 売却品の組み合わせ

もっとも有利に売却するため、お預かりした品を適宜「分割」または「統合(セット)」する等の、所要の措置をとらせていただきます。この措置に関する判断は、すべて流通促進委員会にご一任頂きます。

## 8. 売却価格の設定

できる限り高額で販売するよう努力いたしますが、販売価格(オークションの最低値や即売価格)の設定については、すべて流通促進委員会にご一任頂きます。

## 9. 売却不能品の扱い

お預かり品は、できる限り売却するよう努力いたしますが、どうしても売却困難な品と当委員会が判断した出品物については、所有権を放棄(ご寄贈)いただくか、あるいは出品者にご返却させていただくか、いずれかを選択いただきます。

## 10. 売却状況のご報告

お預かりした出品物が、どのように売却されているかについては、隔月に開催されるJPSオークション(公開競売)の都度、書面でご報告いたします(その回に出品物がない場合には「なし」とご連絡いたします)。また、当該オークションで売却された出品物がある場合には、その都度、規定の精算日に代金の精算をいたします。

従って、協会から差し上げることに関する詳細な販売状況に関するご照会、残っているお品物についてのお問合せ、進行中の売却処分の停止や取り消し等には一切応じかねます。

当方より「最終回のご出品(もしくは即売実施)」に関するご報告を差し上げた後、当該分のご送金完了と売れ残り品に対する措置の実施(寄贈受け入れもしくはご返品)をもって、委託品に関するすべての業務を終結いたします。

## 11. 手数料

当オークションに一括一任でお預けいただく出品物が売却できた場合の手数は、その量と内容を確認した後、出品者との協議によって、事前に決定することとします。

すなわち、基本となる手数料は、総売上高の15%(出品手数料10%、整理・記述手数料5%)としますが、出品物が大量で保管場所を長期間必要とする出品物、出品のための整理・計算に多くの時間と手間がかかる出品物の場合は、出品手数料は最大25%(整理・記述手数料と合わせて30%)を申し受けるものとします。これ以外の手数料(不落札手数料等)は一切不要です。

手数料差し引き後の売却代金をご送金申し上げる際には、銀行振込、郵便為替など、予めご指定いただいた方法によりこれを行います(所定の送金手数料実費を申し受けます)。

## 12. 適用・改正

本ガイドラインは、2013年1月1日以降受理分の「郵趣品等の売却依頼書」からこれを適用します。

本ガイドラインの改正は、必要に応じて流通促進委員会がこれを行い、速やかにJPSウェブサイト等においてこれを告知するものとします。

以 上

(附)

2006年6月17日(流通促進委員会議決、適用開始)

一部改正 2012年11月24日(第9回流通促進委員会議決)